

## 公 示

本大会は JAF 公認のもとに、FIA 国際モータースポーツ競技規則ならびにそれに準拠した JAF 国内競技規則に従い、かつ J M R C ラリーシリーズ関東統一規則書、長野県ラリー競技一般規則書、各競技会特別規則書によって開催される。又、交通法規の遵守、安全運転を基本理念としてスポーツマンシップに基づく運転技術の習得を目的とする。

## 総 則

本一般規則書は長野県内で開催されるラリー競技会に有効であり、本規則書に記載されない競技運営に関する実施細則、および参加者に対する指示事項は各競技会ごとの特別規則書に記載する。特別規則書に記載された内容はその示す範囲において本一般規則書を優先する。

第 1 条 競技会の名称	特別規則書に記載
第 2 条 競技種目	“
第 3 条 オーガナイザー	“
第 4 条 大会役員	“
第 5 条 競技役員	“
第 6 条 開催場所	“
第 7 条 開催日時	“
第 8 条 参加料	“
第 9 条 賞 典	“
第 10 条 公式通知	“

特別規則書に記載されない競技運営に関する実施細則および参加者に対する指示事項は公式通知によって示す。公式通知に記載の内容はその示す範囲においてすでに示されたすべての指示に優先する。

## 第 11 条 ドライバースブリーフィング

ドライバースブリーフィングに競技参加者は必ず出席しなければならない。

## 第 12 条 参加車両

本競技会に参加できる車両は、J A F 国内競技車両規則第 2 編ラリー車両規定に従った R N 車両、R J 車両又は日本ラリー選手権規定に合致した R F 車両あるいは R B 車両（2002 年ラリー車両規定）に従った車両で下記の条件を満たす事。

車検証、強制賠償保険証を有し正規にナンバーを交付されていること。

乗車人員分の安全ベルト、ヘルメット、レーシングスーツを装備すること。

消火器（内容量 2 . 0 kg 以上）

マフラー及び排気管の触媒以降は、同型式内のメーカー純正部品のみとする。

空気を取り入れるためのダクト追加がなくエアクリナーボックスは純正品のままだが望ましい。

## 第 13 条 参加資格

本競技会も出場する者は、参加申込みを行う時点において、参加車両を運転するに有効な運転免許を取得後 1 年以上経過していること。又、当年度有効の競技運転者許可証（国内 B 級以上）の所持者であること。

## 第 14 条 参加受付及び締切

参加申し込みは所定の用紙に必要な事項を記入し、参加料を添えて申し込むこと。

郵送の場合は現金書留で期間内必着とする。

J M R C に所属していない登録クラブ、団体の参加クルーは当競技会の参加料に一人当たり 1,000 円増額し申し込むこと。

## 第 15 条 参加の受理

組織委員会選考審査会において正式参加受理を決定し、ただちに参加者に正式受理書で通知する。

正式参加受理後の乗員の変更は認めない。但し、競技会審査委員会の承認がある場合はこの限りではない。

クラス変更をとまなう車両の変更は認められない。

正式参加受理後の参加料は返還しない。

参加台数は原則として 6 0 台までとする。

## 第 16 条 競技番号

競技番号はオーガナイザーが決定する。

## 第 17 条 参加者の守るべき事項

競技中はいかなることがあろうとも現行道路交通法の遵守を優先とする。

一般車両及び歩行者に迷惑をおよぼさないこと。

他車に追従する場合は前照灯を下げること。

明らかに追い越そうとしている車がある場合はすみやかに道路を譲って追い越させること。

登録された搭乗者以外は乗車してはならず、1 名のドライバーによって連続 1 5 0 km 以上運転してはならない。

リタイヤした時は最寄りのオフィシャルにリタイヤ届を提出すること。不可能な場合は電話等で事務局まで連絡すること。

リタイヤ又は失格した場合は直ちにゼッケン番号その他の車体貼付物を取り除くこと。

## 第 18 条 車両検査

検査項目は以下の通りとする。

事務局受付時：車検証、強制賠償保険証、  
運転免許証、競技運転者許可証

車両検査時：前照灯、前部霧灯、制動灯、後退灯、  
方向指示灯、ワイパー、ホーン、マフラー、  
安全ベルト、赤色灯、三角表示板 2 枚  
救急薬品、けん引ロープ、消火器等を検査する。  
技術委員長の要求する修正、取り外しなどに応じない参加車両は走行することができない。

## 第 19 条 スタート

ルートブックはスタート前に手渡される。  
スタートは原則として競技番号順とし 1 台ずつ 1 分  
間隔でスタートする。  
自車のスタート時刻の 1 分前までに定位置に着けな  
い車両はスタートできない。

## 第 20 条 計 時

すべてのオーガナイザーの所持する時計により、車  
両の通過した時刻を計時する。

## 第 21 条 チェックポイント(CP)

CP は原則として進行方向左側に設置され、その数  
と場所は事前に公表しない。  
CP 発見後は停車又は時間調整とみなされる減速運  
転を行ってはならない。  
CP (フィニッシュを含む) は 1 号車の到着予定時刻  
の 15 分前より開設し、最終号車の到着予定時刻の 2  
0 分後に閉鎖される。  
ただし、状況により開閉時刻を繰り上げもしくは延  
長する場合もある。

## 第 22 条 コントロールシート

コントロールシートは各ステージのスタート前に交  
付される。  
各ステージ終了後指定の時間内にチェックカード等  
を貼付し、かつ必要事項を記入した上で事務局に提  
出しなければならない。

## 第 23 条 採点方法および成績

### 採点方法

正解通過時間に対して早遅着を 1 秒につき 1 点減点  
とする。  
特別計時区間については所要時間 1 秒につき 1 点減  
点とする。  
特別計時区間でのフライングスタートは 1 秒につき  
10 点減点とする。

### 成績

減点合計の少ない者より順位をつける。  
同減点の場合は特別規則書により規定する。

## 第 24 条 失 格

下記に該当することが競技長によって認められた場  
合、その参加者は失格とする。  
対人あるいは対物事故を起こし警察官の取調べを受  
けた場合。(加害者、被害者を問わない。)  
道路交通法に違反し警察官の取り調べを受けたとき。  
競技中、著しく車体又は保安部品を破損したとき。  
リタイヤの申告をせず競技を離脱したとき。  
公道の走行マナーの悪いとき。  
チェックカード、コントロールシートを改ざんした  
とき。  
CP 発見後時間調整とみなされる停車をしたとき。  
途中で参加者もしくは車両を変更したとき。  
参加者又はその関係者間でスパイ行為のあったとき。  
その他競技役員の重要な指示に従わないとき。  
他のチームアピールを第三のチームが支持し、競技  
長がそれを認めたとき。  
故意、過失にかかわらずコースを閉鎖した場合。  
オーガナイザーが独自に設ける通過確認の地点にて、  
あきらかな交通違反が認められたとき。  
競技会で使用が予想されるコースで練習走行が発見  
されたとき。

## 第 25 条 抗 議

参加者は自己チームが不当に処遇されていると判断  
したときはこれに対して抗議する権利を有する。  
抗議は抗議の対象となる理由を具体的に記述して抗  
議料として 1 件につき 20,300 円を添えて競技長に文  
書をもって提出しなければならない。  
抗議料はその抗議が認められた場合に返還される。  
チェックカードに関する抗議はそのチェックポイン  
トで直ちに行い、CP の責任者の判定を最終的なもの  
とする。又道路状況等による交通障害に起因する抗議  
は受けつけない。  
競技に対する抗議は参加者がフィニッシュ到着後 30  
分以内に行わなければならない。  
競技成績に関する抗議は暫定成績発表後 30 分以内  
に行わなければならない。  
技術委員または車両検査員の決定に対する抗議は決  
定直後とする。  
競技会審査委員会の裁定結果は審査委員長より口頭  
で当事者に通告される。

## 第 26 条 本規則の解釈

本規則及び競技に関する諸規則(公式通知を含む)の解  
釈について疑義が生じた場合は、当該競技会審査委員  
会の決定を最終とする。